

機関リポジトリの再定義について

【定義（新）】

大学や研究機関などで生産もしくは保有する知識、情報、データをデジタル情報として公開することで、障壁なきアクセスを可能とし、その利活用を促し、新たな価値を創出する知識基盤

【再定義の考え方とその背景】

本委員会では、機関リポジトリの定義を、『国立大学図書館協会ビジョン 2020』を踏まえて解釈し直し、【定義（新）】として表した。再定義にあたっては、今日の大学を取り巻く学術情報流通環境の変化や学術情報基盤として期待される機能、およびそれらに対応するために取り組むべき課題等を勘案したが、その詳細な背景は以下の通りである。

これまでの「機関リポジトリ」は、シリアルズ・クライシスやオープンアクセス運動を背景に、著者自身がセルフアーカイブすることで学術論文のオープンアクセスを実現する手法について大学等がその環境を提供し、結果として自機関の論文等の研究成果を中心に収集、保存、公開し、誰でも無料で閲覧・ダウンロードできるシステムとして運用されてきた。

機関リポジトリの対象として当初想定されたコンテンツは、商業流通されている学術文献である。日本では、その特殊事情としての大学紀要の存在や博士論文のインターネット公表義務化の制度改正を受けて、その受け皿として機関リポジトリが活用される一方で、本来想定していた査読付きの学術論文のセルフアーカイブは進んでいない。

機関リポジトリの意義としては、大学の説明責任や研究成果の情報発信の観点から多様な研究成果のショーケースとしての機能も期待されていたが、研究データも含めた論文以外の研究成果については、実際に収録されているものは多くはない。

一方で、大学図書館をめぐる環境はこの10年で大きく変化しており、オープンアクセスからオープンサイエンスへと広がりを見せている学術情報流通の動向の中で、大学の教育研究の基盤として大学図書館の機能を進化させる時期にきている。

また、デジタルアーカイブについては、2000年代初頭の電子図書館構想以後、十分な展開がなく、その一部が機関リポジトリに収録されている現状である。近年、デジタル・ヒューマニティーズ（デジタルな研究環境の中で行われる人文科学）の発展やデジタル画像相互運用のための国際規格（IIIF: International Image Interoperability Framework）により、デジタル化された研究資料の重要性や研究利用が増している。

以上に鑑みると、今日の機関リポジトリで扱われるべきデジタル資料には、以下のものが含まれており、従来から主として取り組まれてきた1と2だけではなく、各機関の状況に応じた形で3や4にも取り組んでいくことが必要となっている。

1. 商業流通されている学術文献
2. 大学の活動で生み出される学術文献

3. 研究データ

4. デジタル化された研究資料

『国立大学図書館協会ビジョン 2020』が掲げている「今日の社会における知識基盤として、記録媒体の如何を問わず、知識、情報、データへの障壁なきアクセスを可能にし、それらを活用し、新たな知識、情報、データの生産を促す環境を提供することによって、大学における教育研究の進展とともに社会における知の共有や創出の実現に貢献する。」という基本理念のもと、デジタルの知識、情報、データへの障壁なきアクセスを担うことが機関リポジトリの役割であることをあらためて定義する。

<参考：2000年代前半から中盤に示された定義>

- ・ 単独あるいは複数の大学コミュニティの知的生産物を捕捉し、保存するデジタル・コレクション (Crow, R. “The Case for Institutional Repositories : A SPARC Position Paper. ” SPARC, 2002, 37p. (online))
- ・ 大学における機関リポジトリとは、大学がその構成員に提供する、大学やその構成員により作成されたデジタル資料を管理し発信するための一連のサービス (Clifford A. Lynch “Institutional Repositories : Essential Infrastructure for Scholarship in the Digital Age.” ARL, 226, February 2003, p.1-7.)
- ・ 大学等の学術機関において生み出された、さまざまな電子的学術情報を収集、蓄積、配信することを目的としたインターネット上のサーバ (尾城孝一「学術情報流通の動向と機関リポジトリ」デジタルライブラリアン講習会 2007)

<参考：政策動向>

- ・ 『統合イノベーション戦略』(平成30年6月15日閣議決定)によると、「機関リポジトリを活用した研究データの管理・公開・検索を促進するシステムの開発」「公的資金による研究成果としての研究データについては、データインフラを通して機械判読可能性と相互運用性を確保するとともに、公開する研究データについては諸外国の研究データ基盤との連携を促進」「国際認証基準等に基づくリポジトリの整備・運用のガイドラインを内閣府(科技)が策定し、大学・国研等にガイドラインの適用を推奨」と記載されており、機関リポジトリは研究データの基盤として期待されている。
- ・ 内閣府の「国際的動向を踏まえたオープンサイエンスの推進に関する検討会」においては、データ保存・利活用のための基盤整備に関して、日本は機関リポジトリ数が世界最多であるが、掲載コンテンツ数が少ないことや、データの相互運用性や人材確保等に関する課題があることが指摘され、国として推進することが考えられる取組例として「論文掲載を主目的としたプラットフォームにおける論文に附随する、または根拠となるデータの搭載機能強化」が挙げられている。
- ・ 文部科学省の「学術情報委員会」においても、第8期の『学術情報のオープン化の推進について(審議まとめ)』(平成28年2月26日)に引き続き、第9期にはオープンサイエンスの推進が課題となり、その中で「機関リポジトリの機能強化」も検討されている。